

労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年四月金融厚生労働省告示第七号）

改正後	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 再証券化取引 証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引をいう。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。</p> <p>イ 原資産の全部が単一の証券化取引に係るエクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）である証券化取引であつて、当該証券化取引の前後で証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されていないもの</p> <p>ロ 日本国政府、我が国の地方公共団体又は第三十二条第一項に規定する我が国の政府関係機関（1）から（3）までにおいて「国等」という。）により、中小企業に対する金融の円滑化を主たる目的として行われる証券化取引であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの</p> <p>(1) 国等がオリジネーターとして当該証券化取引に係る最劣後部分を保有するものであること。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>(新設)</p>

(2) 国等が法令に基づいて当該証券化取引の勘定を区分して整理することとされていること。

(3) 国等が当該証券化取引の原資産に係るデフォルト情報を定期的に公表していること。

二丁十五 (略)

十五の二 再証券化エクスポージャー 再証券化取引に係るエクスポージャーをいう。

十六〇三十 (略)

三十一 特定順位参照型クレジット・デリバティブ クレジット・デリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらについてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう。

三十二〇三十四 (略)

三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ〜ヘ (略)

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリ

二丁十五 (略)

(新設)

十六〇三十 (略)

三十一 その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブ クレジット・デリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらについてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう(ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く)。

三十二〇三十四 (略)

三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ〜ヘ (略)

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリ

プ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融フ
アシリテイ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー

チ・リ (略)

三十七〜七十二 (略)

(削る)

七十三 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対
する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲
内でサービサー (委託又は再委託に基づき、原債権の管理、原債
権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託し
たものをいう。以下この号及び第七十六号において同じ。) が行

プ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行協議会
向けエクスポージャー

チ・リ (略)

三十七〜七十二 (略)

七十三 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流
動性補完 適格流動性補完のうち、次に掲げる性質をすべて満た
すものをいう。

イ 市場が機能不全となっている場合 (異なる取引に係る複
数の証券化目的導管体が、満期を迎えるABCPRの借換えを行
うことができない場合であつて、その原因が証券化目的導管体
の信用力又は裏付資産の悪化によるものでないときその他これ
に類するときをいう。以下同じ。) に限り利用可能であること

ロ 市場が機能不全となっている場合における証券化エクスポー
ジャーの投資家に対する支払のために金庫から支払われる資金
は、当該証券化エクスポージャーの裏付資産により担保されて
おり、かつ、その返済順位が当該証券化エクスポージャーと同
順位以上であること。

七十四 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対
する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲
内でサービサー (委託又は再委託に基づき、原債権の管理、原債
権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託し
たものをいう。以下この号及び第七十七号において同じ。) が行

う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

イ・ロ (略)

七十四～七十六 (略)

(国際開発銀行向けエクスポージャー)

第三十一条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリテイ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い)

第一百十三条 前二条の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティブ(ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。)について準用する。

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第二百二十九条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポージャー(スロッシング・クライテリアを適用している特定貸付債権を除く。)又はその他リテール向け

う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

イ・ロ (略)

七十五～七十七 (略)

(国際開発銀行向けエクスポージャー)

第三十一条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い)

第一百十三条 前二条の規定は、その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブについて準用する。

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第二百二十九条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポージャー(スロッシング・クライテリアを適用している特定貸付債権を除く。)又はその他リテール向け

エクスポージャー（事業法人に対する一億円未満のエクスポージャーに限る。）に次に掲げる保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合であつて、かつ、第九十三条から第九十六条まで及び次項の追加的要件を満たすときに限り、ダブル・デフォルト効果（被保証債権の債務者及び保証人又は原債権の債務者及びプロテクション提供者が共にデフォルトするリスクに基づいて信用リスクを削減することをいう。以下同じ。）を勘案することができる。ただし、保証又はクレジット・デリバティブが第二号に掲げるものである場合には第九九条、第三号に該当する場合には第一百一条又は第一百三十三条の規定に従うものとする。

一・二（略）

三 特定順位参照型クレジット・デリバティブ（前号に掲げるものを除く。）

2～4（略）

（標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット）

第二百二十五条 標準的手法採用金庫が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に定

エクスポージャー（事業法人に対する一億円未満のエクスポージャーに限る。）に次に掲げる保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合であつて、かつ、第九十三条から第九十六条まで及び次項の追加的要件を満たすときに限り、ダブル・デフォルト効果（被保証債権の債務者及び保証人又は原債権の債務者及びプロテクション提供者が共にデフォルトするリスクに基づいて信用リスクを削減することをいう。以下同じ。）を勘案することができる。ただし、保証又はクレジット・デリバティブが第二号に掲げるものである場合には第九九条、第三号に該当する場合には第一百一条又は第一百三十三条の規定に従うものとする。

一・二（略）

三 セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びその他の特定順位参照型クレジット・デリバティブ

2～4（略）

（標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット）

第二百二十五条 標準的手法においては、証券化エクスポージャーの額に、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、当該格付が長期格付の場合には第一号の表、短期格付の場合には第二号の表に掲げるリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合

めるところによる。
イ オリジネーターのとき。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー Ⅰ（再証券化エクスポ ージャーを除く。）の 場合 （パーセント）	再証券化エクスポージャー Ⅱの場合 （パーセント）
6 1	二十	四十
6 2	五十	百
6 3	百	二百二十五
6 4	自己資本控除	
6 5	自己資本控除	

ロ イ以外のとき。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー Ⅰ（再証券化エクスポ	再証券化エクスポージャー Ⅱの場合
---------	---------------------------	----------------------

イ オリジネーターのとき

信用リスク区分	信用リスク区分
6 1	6 1
6 2	6 2
6 3	6 3
6 4	6 4
6 5	6 5

ロ イ以外のとき

信用リスク区分	信用リスク区分
6 1	6 1
6 2	6 2
6 3	6 3
6 4	6 4
6 5	6 5

Ⅱ 短期格付の場合

信用リスク区分	信用リスク区分
7 1	7 1
7 2	7 2
7 3	7 3
7 4	7 4

	（パーセント） 場 合	（パーセント）
6 1	二十	四十
6 2	五十	百
6 3	百	二百二十五
6 4	三百五十	六百五十
6 5	自己資本控除	

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところとする。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー （再証券化エクスポ ージャーを除く。）の 場 合 （パーセント）	再証券化エクスポージャー の場合 （パーセント）
---------	---	--------------------------------

ト	（パーセント）					除
---	---------	--	--	--	--	---

7-1	二十	四十
7-2	五十	百
7-3	百	二百二十五
7-4	自己資本控除	

2 (略)

3 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

一～三 (略)

四 金庫が保有する証券化エクスポージャーに対して付与された格付が、当該金庫による流動性補完、信用補完その他の事前の資金の払込みを伴わない方法による信用供与（第六項において「流動性補完等」という。）に基づき付与されたものではないこと。

4 第二項第二号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 金庫の保有する証券化エクスポージャーについて、包括的なりスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。

四 金庫の保有する証券化エクスポージャーの裏付資産について、

2 (略)

3 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次の各号に掲げるものをいう。

一～三 (略)

(新設)

4 第二項第二号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次の各号に掲げるものをいう。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

包括的なりスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

五 金庫の保有する証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引についての構造上の特性を把握するために必要な体制が整備されていること。

六 金庫が、第一条第一号のニイ又はロの規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポージャーを保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となっている証券化エクスポージャーに係る裏付資産について、包括的なりスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

七 第三号から前号までに掲げる基準を満たすための管理規程等を作成していること。

5 (略)

6 金庫が保有する証券化エクスポージャーに対して当該金庫により流動性補完等が提供されている場合であつて、当該流動性補完等が当該金庫が保有する証券化エクスポージャーの一部又は全部に対して行われていることが明らかであるときは、当該流動性補完等が行われていることが明らかである部分については、当該証券化エクスポージャー及び当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、当該証券化エクスポージャー又は当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額のうち最大の額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

5 (略)

(新設)

7| 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、無格付（同項各号に該当する場合を含む。以下この条、次条及び第二百三十条において同じ。）の証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。

一 当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（証券化エクスポージャーの裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要でない請求権を除いて、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているもの）再証券化エクスポージャーである場合には、裏付資産の全部又は一部に再証券化エクスポージャーが含まれているものを除く。）をいう。以下同じ。）であること。

二 (略)

8| (略)

9| 第二項の規定にかかわらず、無格付の適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該適格流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとする^{ことができる}。

(標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額)

第二百二十六条 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる

6| 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のすべてを満たす場合は、無格付の証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。

一 当該証券化エクスポージャーが最優先部分（証券化エクスポージャーであつて、裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要でない請求権を除いて、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているものをいう。以下同じ。）であること。

二 (略)

7| (略)

8| 第二項の規定にかかわらず、同項各号に該当する適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとする^{ことができる}。

(標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額)

第二百二十六条 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる

オフ・バランス取引に該当する証券化エクスポージャーについては、当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に掲げる掛目を乗じた額をもって当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。

一 適格格付機関による格付に応じたりスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額が算出される適格流動性補完 百パーセント

二 無格付の適格流動性補完 五十パーセント

三 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント

四 前三号に掲げる証券化エクスポージャー以外のもの 百パーセント

2 金庫は、一の証券化エクスポージャーについて自ら引出条件の異なる信用供与枠を重複して設定していることが明らかであるときは、当該重複して設定していることが明らかである部分について、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、最も高い掛目が適用される信用供与枠の信用リスク・アセットの額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

オフ・バランス取引に該当する証券化エクスポージャーについては、当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に掲げる掛目を乗じた額をもって当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。

一 適格格付機関による格付が付与された適格流動性補完 百パーセント

二 契約期間が一年以下である無格付の適格流動性補完 二十パーセント

三 契約期間が一年を超える無格付の適格流動性補完 五十パーセント

四 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補完 零パーセント

五 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント

六 前各号に定める以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー 百パーセント

2 金庫は、一の証券化エクスポージャーについて自ら引出条件の異なる信用供与枠を重複して設定している場合は、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、最も高い掛目が適用される信用供与枠の信用リスク・アセットの額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

(内部格付手法の対象となる証券化エクスポージャー)

第二百二十九条 (略)

2・3 (略)

4) 第二百二十五条第六項の規定は、この款の規定により信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

(外部格付準拠方式)

第二百三十二条 内部格付手法採金庫が外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウエイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く。)の場合	再証券化エクスポージャーの場合
Zが六以上である場合	Zが六以上である場合	当該再証券化エクスポージャーが最優先
Zが六未満の場合	Zが六未満の場合	当該再証券化エクスポージャーが最優先

(内部格付手法の対象となる証券化エクスポージャー)

第二百二十九条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(外部格付準拠方式)

第二百三十二条 内部格付手法採用金庫が外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の各号に定めるリスク・ウエイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に掲げるところによる。

信用リスク区分	Zが六以上である場合	Zが六未満の場合
Zが六以上である場合	Zが六以上の場合	Zが六未満の場合
Zが六未満の場合	Zが六未満の場合	Zが六未満の場合

8 4	8 3	8 2	8 1		当該証券 化エクス ポージャー ーが最優 先証券化 エクスポ ージャー （内部評 価方式に よる場合 を含む。 ）である 場合 （パーセ ント）	二 十	二 十	二 十	二 十	証券化エク ス ポージャー （ 内部評価方 式 による場合 を含む。 ）であ る場合 （パーセント ）	証券化エク ス ポージャー （ 内部評価方 式 による場合 を含む。 ）であ る場合 （パーセント ）
二 十	十	八	七			二 十	二 十	二 十	二 十		
三 十 五		二 十 五				三 十 五	三 十 五	二 十 五	二 十 五		
四 十	三 十 五	二 十 五	二 十			四 十	五 十	四 十	三 十		
六 十 五						六 十 五					

8 10	8 9	8 8	8 7	8 6	8 5	8 4	8 3	8 2	8 1		ある場合 （パーセント）
			六 十	三 十 五	二 十	二 十	十	八	七		
四 百 二 十 五	二 百 五 十	百	七 十 五	五 十	三 十 五	二 十	十 八	十 五	二 十		
						三 十 五		二 十 五	二 十		

信用リ 証券化エクスポージャー（再 再証券化エクスポージャー	8 12	8 11	8 10	8 9	8 8	8 7	8 6	8 5
	自己資本控除	六百五十	七百五十	八百五十	二百五十	三百	二百	百
				二百五十	三百	二百	百	六十
							五十	六十
							百	六十
							百五十	百
							七十五	百
							六十	百
							三十五	百
							二十	百

(注) ことは、第二百三十七条第一項又は第三項に定めるエクスポージャーの実効的な個数をいう。次号において同じ。

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	8 12	8 11
	Zが六以上であ Zが六以上の場 Zが六未満の場	自己資本控除

(注) ことは、第二百三十七条第一項又は第三項に定めるエクスポージャーの実効的な個数をいう。次号において同じ。

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に掲げるところによる。

7-4	自己資本控除			
7-3	六十	七十五	百五十	二百二十五
7-2	十二	二十	四十	六十五
		三十五		

2 次に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスポージャー（第二百三十条第二項において準用する第二百五条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。）は、当該証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの中で最も優先するもの（以下この項において「参照証券化エクスポージャー」という。）に対して適格格付機関の付与する格付（以下この条において「推定格付」という。）を有するものとみなす。

一～三（略）

3・4（略）

（指定関数方式）

第二百三十三条 内部格付手法採用金庫が指定関数方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットは、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本の額は、第二号に定めるところにより算出する。

2 次に掲げる要件のすべてを満たす無格付の証券化エクスポージャーは、当該証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの中で最も優先するもの（以下この項において「参照証券化エクスポージャー」という。）に対して適格格付機関の付与する格付（以下この条において「推定格付」という。）を有するものとみなす。

一～三（略）

3・4（略）

（指定関数方式）

第二百三十三条 内部格付手法採用金庫が指定関数方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットは、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本の額は、第二号に定めるところにより算出する。

<p>一 (略)</p> <p>二 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又はロに掲げるいずれか大きい方を乗じた額とする。</p> <p>イ $0.0056 \times T$ (当該証券化エクスポージャーが再証券化エクスポージャーである場合にあっては、$0.016 \times T$)</p> <p>この式においては、(T)は、第二百三十六条の規定により算出したエクスポージャーの厚さを表すものとする。以下同じ。</p> <p>ロ (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(エクスポージャーの実効的な個数(N))</p> <p>第二百三十七条 (略)</p> <p>2 再証券化エクスポージャーについて前項の計算を行う場合は、当該再証券化エクスポージャーの裏付資産である証券化エクスポージャーのEADを用いる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(裏付資産の加重平均LGD(LGD))</p> <p>第二百三十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 再証券化エクスポージャーについては、前二項の規定にかかわらず、LGDを百パーセントとする。</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又はロに掲げるいずれか大きい方を乗じた額とする。</p> <p>イ $0.0056 \times T$</p> <p>この式においては、(T)は、第二百六十条の規定により算出したエクスポージャーの厚さを表すものとする。以下同じ。</p> <p>ロ (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(エクスポージャーの実効的な個数(N))</p> <p>第二百三十七条 (略)</p> <p>2 証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャーについて前項の計算を行う場合は、当該裏付資産である証券化エクスポージャーのEADを用いる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(裏付資産の加重平均LGD(LGD))</p> <p>第二百三十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャーについては、前二項の規定にかかわらず、LGDを百パーセントとする。</p>
<p>一 (略)</p> <p>二 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又はロに掲げるいずれか大きい方を乗じた額とする。</p> <p>イ $0.0056 \times T$ (当該証券化エクスポージャーが再証券化エクスポージャーである場合にあっては、$0.016 \times T$)</p> <p>この式においては、(T)は、第二百三十六条の規定により算出したエクスポージャーの厚さを表すものとする。以下同じ。</p> <p>ロ (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(エクスポージャーの実効的な個数(N))</p> <p>第二百三十七条 (略)</p> <p>2 再証券化エクスポージャーについて前項の計算を行う場合は、当該再証券化エクスポージャーの裏付資産である証券化エクスポージャーのEADを用いる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(裏付資産の加重平均LGD(LGD))</p> <p>第二百三十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 再証券化エクスポージャーについては、前二項の規定にかかわらず、LGDを百パーセントとする。</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又はロに掲げるいずれか大きい方を乗じた額とする。</p> <p>イ $0.0056 \times T$</p> <p>この式においては、(T)は、第二百六十条の規定により算出したエクスポージャーの厚さを表すものとする。以下同じ。</p> <p>ロ (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(エクスポージャーの実効的な個数(N))</p> <p>第二百三十七条 (略)</p> <p>2 証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャーについて前項の計算を行う場合は、当該裏付資産である証券化エクスポージャーのEADを用いる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(裏付資産の加重平均LGD(LGD))</p> <p>第二百三十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャーについては、前二項の規定にかかわらず、LGDを百パーセントとする。</p>

4 (略)

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)

第二百四十二条 (略)

(削る)

2| 第二百三十三条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除とする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。

(削る)

(削る)

(削る)

とする。

4 (略)

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)

第二百四十二条 (略)

2| 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補完について指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合のオフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーの与信相当額は、信用リスク想定元本額の未実行の部分の額について二十パーセントの掛目を乗じた額とする。

3| 第二百三十三条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除とする。ただし、次に掲げるオフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額に次に掲げる掛目を乗じた額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。

一 契約期間が一年以内である適格流動性補完 五十パーセント

二 契約期間が一年を超える適格流動性補完 百パーセント

三 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性

補完 二十パーセント

(適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの取扱い)

第二百四十四条 第二百二十六条第一項第三号の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

(適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの取扱い)

第二百四十四条 第二百二十六条第一項第五号の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

附則

この告示は、平成二十三年十二月三十一日から適用する。ただし、この告示による改正後の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第三十五号ト及び第三十一条第二項の規定は、公布の日から適用する。